

令和3年1月22日

香芝市教育委員会
村中義男教育長殿

香芝市教育委員会請願等処理規則第2条の規定により、請願書の提出を行う。

(1) 件名

香芝市の文化活動の推進に関する基本的方針、その調査及び結果の公表を求める請願

(2) 請願等の趣旨

香芝市の文化活動に関する調査及び方針の公表を求める請願(以下、「本件請願」という。)の趣旨は、香芝市教育委員会(以下、「市教委」とよぶ。)において地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、「地教行法」とよぶ。)第21条第1項及び香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則(以下、「当該規則」という。)第2条に規定される教育委員会の職務権限に関する事務に関し、文化に関する事務⁽¹⁾の履行をお願いするものである。

その理由は3点ある。

第1点目は、地教行法第23条第1項の規定により同条項第3号⁽²⁾に係る事務の一部の管理及び執行を、香芝市文化施設条例(平成19年6月26日条例第15号)の制定により地方公共団体の長に委任(教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関することは除く)されてきた。しかし令和2年12月(第6回)香芝市議会定例会議第57号香芝市文化施設条例の一部を改正することについて、全会一致で可決し、同条例第2条に規定される文化施設の名称である「香芝市モナミホール」は削除されたことから、地教行法第23条の規定による地方公共団体の長に管理及び執行を委任する教育委員会の職務権限の属する事務は「香芝市ふたかみ文化センター」だけとなった。

上記の事由から、香芝市民が文化活動の拠点として利用されてきたモナミホールを失うことになり、今後の香芝市民の文化活動の推進に関する基本的方針を教育委員会は民意を基に市民に示す義務がある。

第2点目に、地教行法第23条第1項第3号に規定される「文化に関すること」は、教育委員会の合議制による意思決定が求められる教育委員会の職務権限に関する事務である。よってその教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関することは、教育委員会会議(原則公開)で審議されなければならないが、地教行法第1条の3第4項⁽³⁾に規定される地方公共団体の長による教育委員会の事務への権限が法律の規定されること以外には制限されていることから、市長部局が基本的な方針等に関与することは許されず、関与した場合は職務権限の越権行為となることは言わずもがなである。

然しながら、香芝市はその管理及び事務執行に大きな間違いを犯している。上記



市文化施設条例第1条に規定される目的には、「市民の文化芸術活動及び生涯学習活動の促進に寄与」とされ、あくまでも施設内における活動を指す。市民全体の文化活動等の管理及び執行に及ぶものではないにも関わらず、モナミホール廃止後の施設の要不要についての見解まで発信していることが散見されることは遺憾である。これらの行為は、明らかに市教委の職権事務への越権行為であり、教育に関する管理⁽⁴⁾及び基本的方針⁽⁵⁾に関することは教育委員会の専権事項なのである。

また行政委員会制度とは、地方公共団体の長に与えられた権限の独任制ではなく、特に民意の確認を求められるものに関し、事務権限を分散させ、民意確認の上、合議制による意思決定が法律により要請されている。文部科学省のホームページにも示される「教育委員会制度の意義」及び「教育委員会制度の特性」にも以下のように記される。

【教育委員会制度の意義】

① 政治的中立性の確保

個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は、中立公正であることは極めて重要。このため、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

② 継続性、安定性の確保

教育は、子どもの健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。また、教育は、結果が出るまで時間がかかり、その結果も把握しにくい特性から、学校運営の方針変更などの改革・改善は漸進的なものであることが必要。

③ 地域住民の意向の反映

教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要。

【教育委員会制度の特性】

① 首長からの独立性

行政委員会の一つとして、独立した機関を置き、教育行政を担当させることにより、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保。

② 合議制

多様な属性を持った複数の委員による合議により、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行う。

③ 住民による意思決定（レイマンコントロール）

住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督する、いわゆるレイマンコントロールの仕組みにより、専門家の判断のみによらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現。

とされる。

上記の趣旨及び法理からよれば、住民の幅広く関わる教育及び文化活動に関し、政治的中立性の確保により、香芝市の文化活動推進に関し継続性と安定性を要し、地域住民の意向の確認が教育委員会に要請される。

また、専門的な行政運営の要請から、文化活動の推進に関し多くの調査が求められ、事務局主導の行政運営にならず、住民主導の事務執行も要請される。

以上のことから、香芝市における文化活動の推進等に関し、市教委は市民（民意）及び外部専門家による文化活動の推進等に関する意見徴収の調査が求められ、住民主体の合理的な基本の方針の意思決定が求められる。

第3点に、具体的事項として、モナミホール廃止に至るまでの間、本来市教委で検討されなければならない文化活動の推進に関する基本方針が不明確であったことである。

平成21年度には、様々な公共施設の老朽化は既知（施設供用年数等）であり、学校施設等及びその他施設についても教育委員会が管理する施設については、今後の在り方について検討されていた。そのために、今後発生する大規模改修を予見し、学校等の校舎については、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）の趣旨から、文部科学省から学校施設耐震化推進指針が示され、通知により構造耐震指標（以下、「IS値」とよぶ。）は、学校施設においては、国土交通省が通知するIS値0.6以上ではなく、更に強固なIS値0.7以上が求められてきた。市教委では、学校施設の耐震化推進計画が策定され、計画通りに執行され学校施設についての耐震事業は終了している。しかしその他の教育関連施設においては、IS値又はコンクリー強度が著しく危険水準と認知されているにも関わらず放置されてきた。ましてその大規模改修に係る財源措置（改修及び改築）については、当時香芝市議会でも審議がなされ、公共施設整備基金に定期的に繰入することを決定し、令和元年度香芝市決算による財産調書では、14億8千7百万円余の基金が確保されている。これは本来、将来の住民の受益に関するものを現世代に負担せしめることは、租税法及び地方財政法の趣旨に抵触することではあるが、当時は約8万人の人口を目指す香芝市としては、千人規模を超える文化活動の推進に関する施設の確保は必須とされ、許容範囲内として毎年度における基金繰入を意思決定したのである。

然しながら、この約10年間に於いて本来は住民サービス等に支出される租税金について基金繰入を行ってきたにも関わらず、基金繰入の方針及びその趣旨すら忘れ去られたかのように憲法第92条に規定される住民自治の本旨、その本旨は住民自治及び団体自治で構成されると解され、その趣旨すら失念しているかと疑問視せざるを得ないのが実態である。

また、その文化活動の拠点となる施設整備及びその具体的な基本方針は未だ示されておらず、香芝市民が長期に渡り負担せしめられた基金繰入の趣旨は没却されようとされている。また財源調整は地方公共団体の長の任務であるが、公共施設整備基金及び今後改築に要する起債に対する交付税措置の要件に対し該当性に適した計画の検討も必要である。

上述した既に意思決定され実行されている基金積立計画の趣旨に対する教育委員会における文化活動の推進に関する基本の方針の策定は、教育委員会の義務的事務であり、遅滞な

くその基本的方針の意思決定に係る計画策定及び調査が求められる。

以上に示した法理、義務又は責務及び経緯に対する責任を思慮し、以下の事項を請願する。

- 香芝市の文化活動の推進に関する基本的方針、その調査及び結果の公表を求める請願
- (ア) 香芝市文化活動の推進に関する管理及び執行に関する基本的方針の策定及び公表。
 - (イ) 香芝市文化活動の推進の基本方針及びその計画に関し、調査及び計画策定機関（教育委員会内部組織を含む）を設置すること。
 - (ウ) 上項の調査及び計画策定に関する意思決定過程の開示を担保すること。
 - (エ) 香芝市教育委員会請願等処理規則第5条の規定に基づき、請願者の陳述する機会を求める。

(3) 請願等を行う者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称及び所在地)

住所： [REDACTED]
氏名： [REDACTED]
連絡先： [REDACTED]

(4) 請願処理のお願い

前回請願処理を戴いたときには、弊職の氏名等が香芝市教育委員会のホームページに公開されていました。請願の内容の審議は市教委の事務執行として公開されることは当然ですが、法令等では請願者の氏名等の公開は、請願する権利から情報公開条例及び個人情報条例の規定により非公開とされています。

請願は憲法第16条の規定により何人もその権利を有し、また憲法第13条の規定により、その請願者のプライバシーは保護されることから、適正な処理を求めます。

【解説及び注解】

(1) 同法において生涯学習の定義は規定されていないが、生涯学習とは、学校教育のみならず、スポーツ活動、文化活動、趣味・娯楽、ボランティア活動、レクリエーション活動など、人間が生涯にわたって豊かに生きていくため自らの向上を目指したり、活動自体に楽しみを見いだす主体的な活動を幅広くとらえるものであり、人生の各段階において各種の多様かつ自発的な学習機会を提供していこうとするものである。このような生涯学習に関する事務が教育委員会の権限である教育、学術、文化に関する事務に含まれることは、本号によっても示されているのである。(逐条解説：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 19 号「解説」より)

(2) 本条は、平成 19 年の本法の改正により設けられた規定である。教育委員会は、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保の要請から、地方公共団体が処理する教育、学術及び文化に関する事務で、第 21 条各号に掲げるものを管理・執行することとされている。スポーツ・文化に関する事務についても、教育と重なる部分が多いことや事業の継続性・安定性が重視されることから、教育委員会が管理・執行することとなっている。

(逐条解説：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条「解説」より)

(3) 五. 第 4 項は、本条第 1 項の規定は、地方公共団体の長に対し、法第 21 条に規定する事務（教育委員会が管理し、執行する事務）を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならないものとしている。

第 1 項の規定により地方公共団体の長に与えられたのは大綱の策定権限であり、本法第 21 条に規定する教育委員会の権限に属する事務の管理・執行権を地方公共団体の長に与えたものではない。したがって、教育委員会の権限に属する事務については、教育委員会の判断により管理・執行を行うものであり、本項は、この旨を確認するために規定したものである。(逐条解説：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3「解説」より)

(4) 「管理」とは、行政機関がその権限に属する事務処理の企画、立案、調整等と人事、予算、財産管理等の内部事務の処理をすることをいう。(逐条解説：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条「注解」より)

(5) 第 1 号は、教育委員会は地方公共団体における教育に関する事務の大部分を管理・執行する合議制の執行機関であり、その基本的な方針の決定は、教育委員会として決定する必要があることから、教育長に委任できない事務とされている。(逐条解説：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条「解説」より)